

第3号議案 東三河都市計画高度利用地区の変更について

(豊橋市決定)

豊橋市都市計画審議会

目 次

第3号議案

1. 計画書	1
2. 総括図	3
3. 計画図	4

東三河都市計画高度利用地区の変更（豊橋市決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

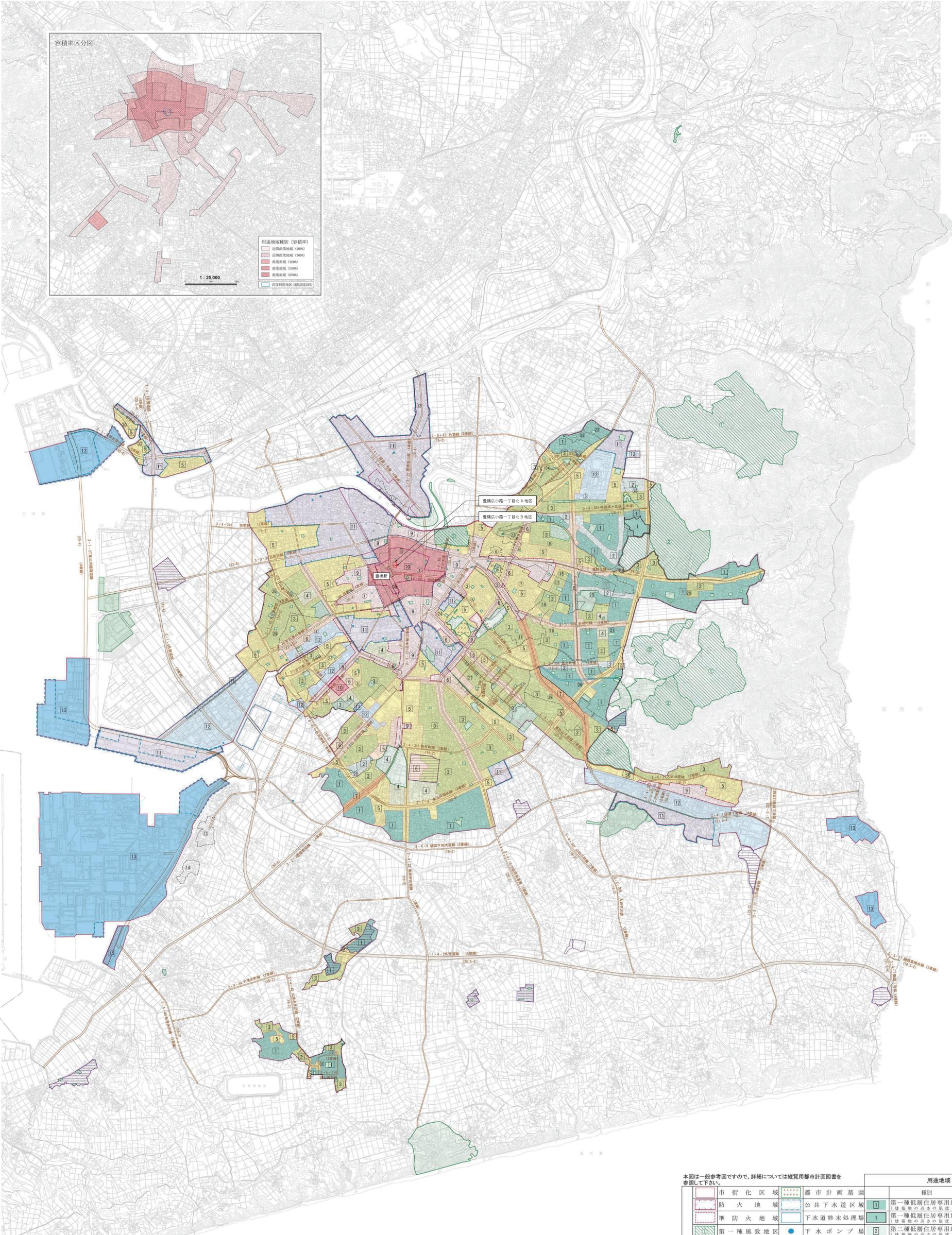
種 類	面 積	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建ぺい率の最高限度（注1）	建築物の建築面積の最低限度	壁面の位置の制限（注2）	備考
高度利用地区 （豊橋駅前大通二丁目A地区）	約1.0ha	60/10	20/10	8/10	150m ²	—	
高度利用地区 （豊橋駅前大通二丁目B地区）	約0.5ha	50/10	20/10	8/10	150m ²	—	
高度利用地区 （豊橋広小路一丁目北A地区）	約0.4ha	55/10	20/10	8/10	200m ²	2m	
高度利用地区 （豊橋広小路一丁目北B地区）	約0.3ha	65/10	20/10	8/10	200m ²	2m	
合計	約2.2ha						
	<p>（注1）ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合（以下「建ぺい率」という。）の最高限度は、建築基準法第53条第6項第1号に該当する建築物にあっては、建ぺい率の最高限度の数値に2/10を加えたものをもって最高限度とする。</p> <p>（注2）ただし、地盤面から高さが4m以上に設ける庇、その他これに類する建築物の部分はこの限りではない。</p>						

「位置、区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

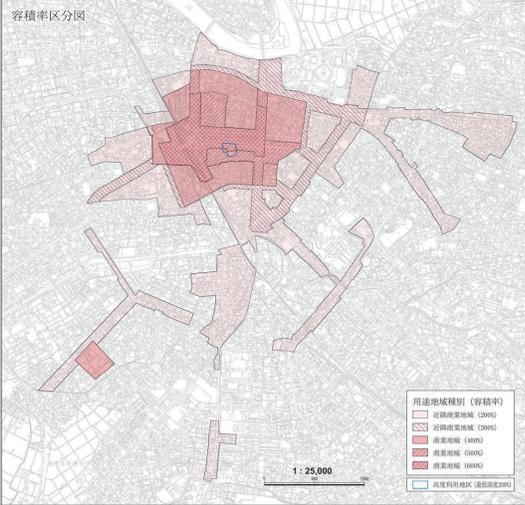
理 由

豊橋広小路一丁目北地区第一種市街地再開発事業の施行区域において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため高度利用地区を指定するものとする。

東三河都市計画区域 豊橋市都市計画総括図



- 記号
- △ 37.5 三河湾
 - △ 12.5 三河湾
 - △ 25.0 三河湾
 - △ 37.5 三河湾
 - △ 50.0 三河湾
 - △ 62.5 三河湾
 - △ 75.0 三河湾
 - △ 87.5 三河湾
 - △ 100.0 三河湾
 - △ 112.5 三河湾
 - △ 125.0 三河湾
 - △ 137.5 三河湾
 - △ 150.0 三河湾
 - △ 162.5 三河湾
 - △ 175.0 三河湾
 - △ 187.5 三河湾
 - △ 200.0 三河湾
 - △ 212.5 三河湾
 - △ 225.0 三河湾
 - △ 237.5 三河湾
 - △ 250.0 三河湾
 - △ 262.5 三河湾
 - △ 275.0 三河湾
 - △ 287.5 三河湾
 - △ 300.0 三河湾
 - △ 312.5 三河湾
 - △ 325.0 三河湾
 - △ 337.5 三河湾
 - △ 350.0 三河湾
 - △ 362.5 三河湾
 - △ 375.0 三河湾
 - △ 387.5 三河湾
 - △ 400.0 三河湾
 - △ 412.5 三河湾
 - △ 425.0 三河湾
 - △ 437.5 三河湾
 - △ 450.0 三河湾
 - △ 462.5 三河湾
 - △ 475.0 三河湾
 - △ 487.5 三河湾
 - △ 500.0 三河湾
 - △ 512.5 三河湾
 - △ 525.0 三河湾
 - △ 537.5 三河湾
 - △ 550.0 三河湾
 - △ 562.5 三河湾
 - △ 575.0 三河湾
 - △ 587.5 三河湾
 - △ 600.0 三河湾
 - △ 612.5 三河湾
 - △ 625.0 三河湾
 - △ 637.5 三河湾
 - △ 650.0 三河湾
 - △ 662.5 三河湾
 - △ 675.0 三河湾
 - △ 687.5 三河湾
 - △ 700.0 三河湾
 - △ 712.5 三河湾
 - △ 725.0 三河湾
 - △ 737.5 三河湾
 - △ 750.0 三河湾
 - △ 762.5 三河湾
 - △ 775.0 三河湾
 - △ 787.5 三河湾
 - △ 800.0 三河湾
 - △ 812.5 三河湾
 - △ 825.0 三河湾
 - △ 837.5 三河湾
 - △ 850.0 三河湾
 - △ 862.5 三河湾
 - △ 875.0 三河湾
 - △ 887.5 三河湾
 - △ 900.0 三河湾
 - △ 912.5 三河湾
 - △ 925.0 三河湾
 - △ 937.5 三河湾
 - △ 950.0 三河湾
 - △ 962.5 三河湾
 - △ 975.0 三河湾
 - △ 987.5 三河湾
 - △ 1000.0 三河湾



土地区画整理事業

図面番号	地区名
①	復興
②	国道一号沿線
③	豊田向山
④	相生川沿線
⑤	牛川
⑥	東田
⑦	東部
⑧	南部
⑨	仁徳木
⑩	牛川
⑪	三ノ輪
⑫	大村
⑬	大崎
⑭	大崎南部
⑮	平川
⑯	西部
⑰	平川南部
⑱	平川東部
⑲	牛川東部
⑳	若田第一
㉑	多米
㉒	若田第二
㉓	若田中野
㉔	東田中部
㉕	前田南
㉖	平川本町
㉗	飯村
㉘	福岡東部
㉙	福岡第一
㉚	車島
㉛	梅敷
㉜	富士見台
㉝	牛川溪ノ上東部
㉞	若田西野
㉟	牛川西部
㊱	火打坂川
㊲	若田東部
㊳	相生川南部
㊴	東口駅前
㊵	国道一号沿線(旧線)

本図は一般参考図ですので、詳細については縦覧用都市計画図書を参照して下さい。

用途地域		種別	建ぺい率 %	容積率 %
市街化区域	第一種低層住居専用地域 (建築物の高さの限度10m)	1	60	100
防火地域	第一種低層住居専用地域 (建築物の高さの限度10m)	1	30	50
準防火地域	第二種低層住居専用地域 (建築物の高さの限度10m)	2	60	100
第一種風致地区	第一種中高層住居専用地域	3	60	200
第二種風致地区	第二種中高層住居専用地域	4	60	200
第三種風致地区	第一種住居地域	5	60	200
駐車場整備地区	第二種住居地域	6	60	200
臨港地区	準住居地域	7	60	200
都市計画道路	近隣商業地域	8	80	300
立体交差	商業地域	10	80	600
付属広場	準工業地域	11	60	200
都市計画自動車駐車場	工業地域	12	60	200
都市計画公園	工業専用地域	13	60	200
都市計画広場				
都市計画緑地				
高度利用地区を変更する区域				

